

昭和村の給与・定員管理等について（令和3年度版）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)	
						平成31年度の人件費率	%
令和2年度	人 1,218	千円 2,247,015	千円 51,108	千円 349,836	% 15.6	15.7	15.7

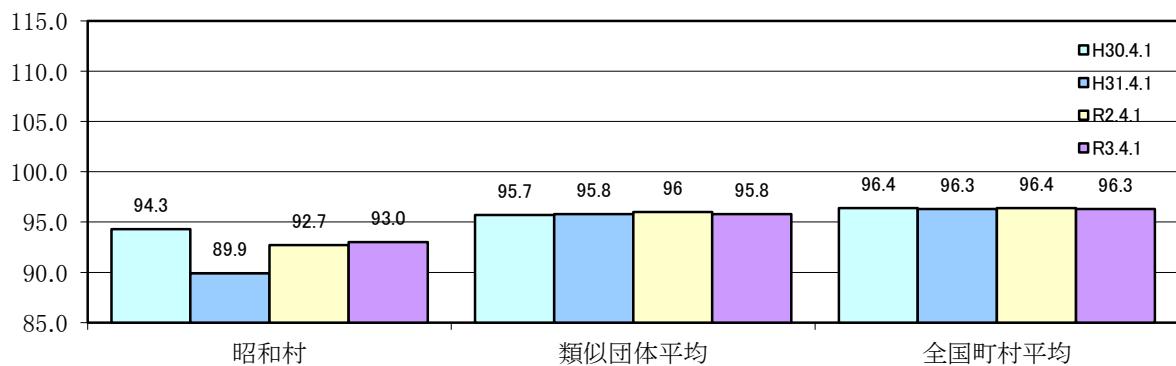
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	人 38	千円 128,059	千円 27,882	千円 49,947	千円 205,888	千円 5,418	千円 5,370

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指數の状況



(注) 1 ラスパイレス指數とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指數です。

※令和3年4月1日のラスパイレス指數が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。他の給料表については、福島県人事委員会勧告に準じ見直しを実施。

② その他の見直し

通勤手当について、県と同様に見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
昭和村	39.7 歳	279,000 円	303,972 円	298,163 円
福島県	42.9 歳	327,000 円	413,935 円	358,237 円
国	43.0 歳	325,827 円	- 円	407,153 円
類似団体	41.0 歳	297,058 円	340,262 円	324,329 円

(注) 1 「平均給料月額」とは令和3年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分	昭和村	福島県	国
一般行政職	大学 卒	186,500 円	193,100 円
	高 校 卒	153,900 円	158,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	230,100	-	361,700
	高校卒	-	*	348,250

※個人情報保護の観点から、対象となる職員の数が1人又は2人の場合は、当該箇所をアスタリスク(*)としています。

また、各経験年数に該当する職員がいない欄はすべてハイフン(—)としています。

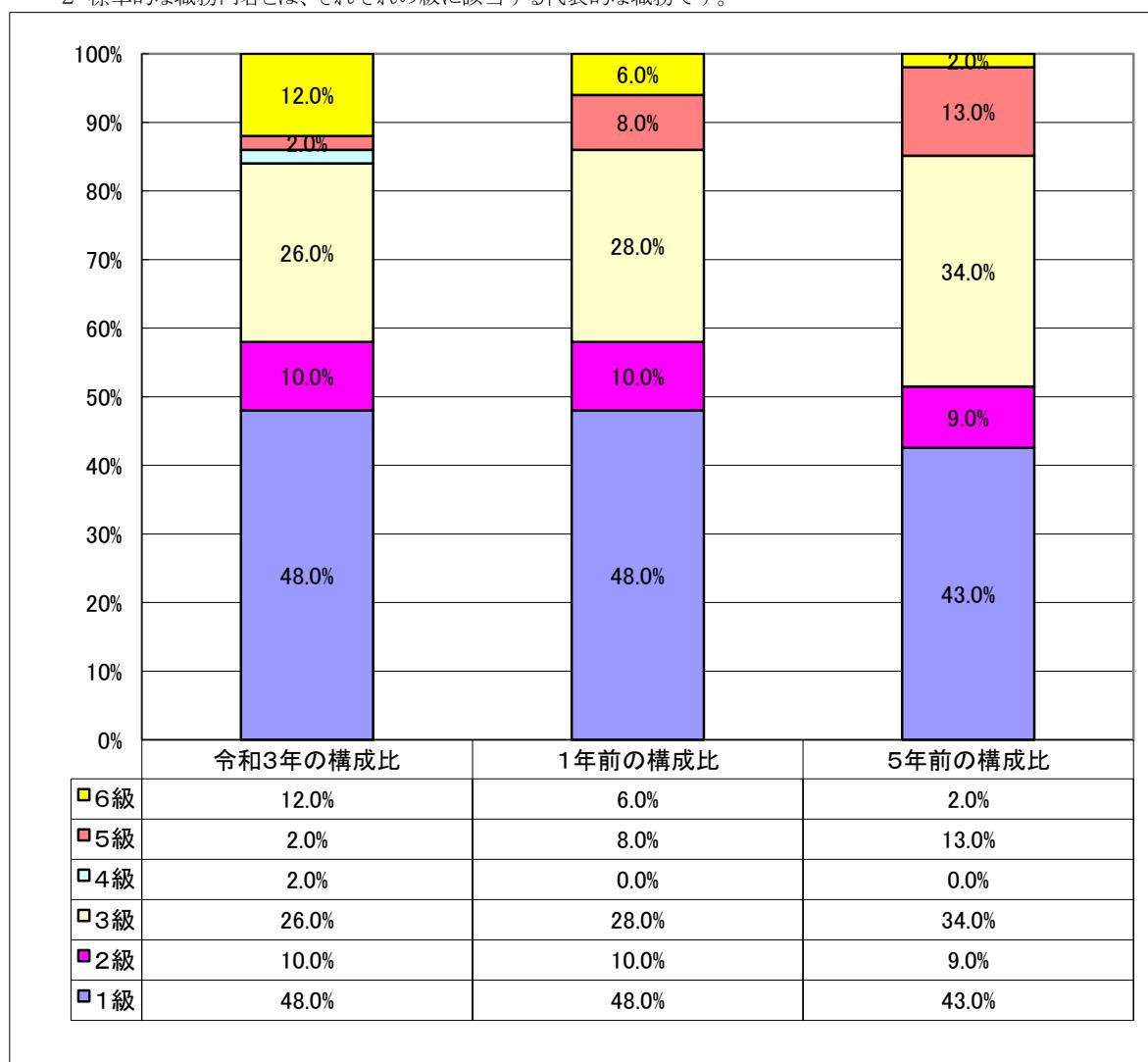
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	24人	48.0%	149,300円	253,300円
2級	主査	5人	10.0%	199,900円	311,100円
3級	主任主査・係長	13人	26.0%	235,800円	358,200円
4級	主幹	1人	2.0%	269,200円	393,300円
5級	課長	1人	2.0%	295,500円	404,900円
6級	困難な業務を処理する課長	6人	12.0%	326,400円	424,100円

(注) 1 昭和村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和3年度中における運用	昭和村	
	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		
標準に加え、上位の区分も適用		
標準に加え、下位の区分も適用		
標準の区分のみ適用	○	○
ロ 人事評価を実施していない		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

昭和村	福島県	国
一人当たり平均支給額(令和2年度) 1,295千円	一人当たり平均支給額(令和2年度) 1,736千円	-
(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 1.90月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 1.90月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

令和3年度中における運用	昭和村	
	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		
標準に加え、上位の区分も適用		
標準に加え、下位の区分も適用		
標準の区分のみ適用	○	○
ロ 人事評価を実施していない		

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

昭和村			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給対象者はいません。

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)	0	千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	0	円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)	0.0	%		
手当の種類(手当数)	2	種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
伝染病防疫作業職員 の特殊勤務手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病患者若しくは伝染病の 疑のある患者の救護若しくは 伝染病菌の附着した物件若し くは附着の危険がある物件の 処理作業に従事したとき、又 は伝染病菌を有する家畜若し くは伝染病菌を有する疑のあ る家畜に対する防疫作業に従 事したとき	0 千円	日額 500 円
国民健康保険事業に 従事する職員の特殊 勤務手当	昭和村国民健康保険診療所に勤務する 派遣職員	—	0 千円	給料月額の百分の四 十以内の額

(5) 時間外勤務手当（普通会計）

支給実績(令和2年度決算)	8,303 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	219 千円
支給実績(令和元年度決算)	7,500 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	192 千円

(6) その他の手当 (普通会計) 令和3年4月1日現在

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 	同じ	-	4,743千円	183千円
住居手当	<p>1 職員の居住する借家・借間 (支給要件)自ら居住するための住宅を借受け月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) ・家賃20,500円以下、家賃-9,500円 ・家賃20,500円を超える、家賃月額から20,500円を控除した額の1/2(その控除した額の1/2が16,000円を超えるときは16,000円)に11,000円を加算した額</p>	異なる	<p>(支給要件) 国は月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) ・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超える5,000円未満 (家賃額-23,000円円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円</p>	2,003千円	118千円
	<p>2 配偶者等の居住する借家・借間 (支給要件1)単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住宅借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者 (支給要件2)単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者 (支給額) 1により算出される額の1/2の額</p>		<p>(支給要件) 国は月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) 1により算出される額の1/2の額</p>		

通勤手当	<p>(支給要件) 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (支給額) ・交通機関等利用者 運賃相当額。六万三千円を超えた場合は一箇月当たりの運賃等相当額等の額と六万三千円との差額の二分の一を六万三千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額 ・交通用具利用者 距離に応じて2,600円～50,900円を支給</p>	異なる	<p>(支給額) ・国は55,000円以下については運賃等相当額 ・交通用具利用者 2,000円～31,600円</p>	3,223千円	135千円
管理職手当	<p>(支給要件) 管理又は監督の地位にある職員(課長職) (支給額) (定額)12,600円</p>	異なる	<p>(支給額) 10%～25%</p>	1,059千円	152千円
寒冷地手当	<p>(支給要件) 基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) ・世帯主で扶養有り 17,800円 ・世帯主で扶養なし 10,200円 ・その他 7,360円</p>	同じ		2,942千円	59千円
宿日直手当	<p>(支給要件) 宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき3,800円</p>	異なる	<p>一般の宿日直の場合、4,200円</p>	650千円	17千円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高／最低額	
給料	村長	694,000円	828,000円／498,000円	
	副村長	559,000円	667,000円／457,000円	
報酬	議長	224,000円	318,000円／186,300円	
	副議長	183,000円	265,000円／129,600円	
	議員	165,000円	257,000円／109,000円	
期末手当	村長	(令和2年度支給割合)	6ヶ月	1.500月
	副村長		12ヶ月	1.450月
	議長		計	2.950月
期末手当	副議長	(令和2年度支給割合)	6ヶ月	1.500月
	議員		12ヶ月	1.450月
			計	2.950月
退職手当	村長	(算定方式) 給料月額×在職月数×48／100	(1期の手当額)	(支給時期)
	副村長		15,989,760円	任期毎
			7,781,280円	任期毎

(注) 村長給料額の()内は独自カット前の額

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

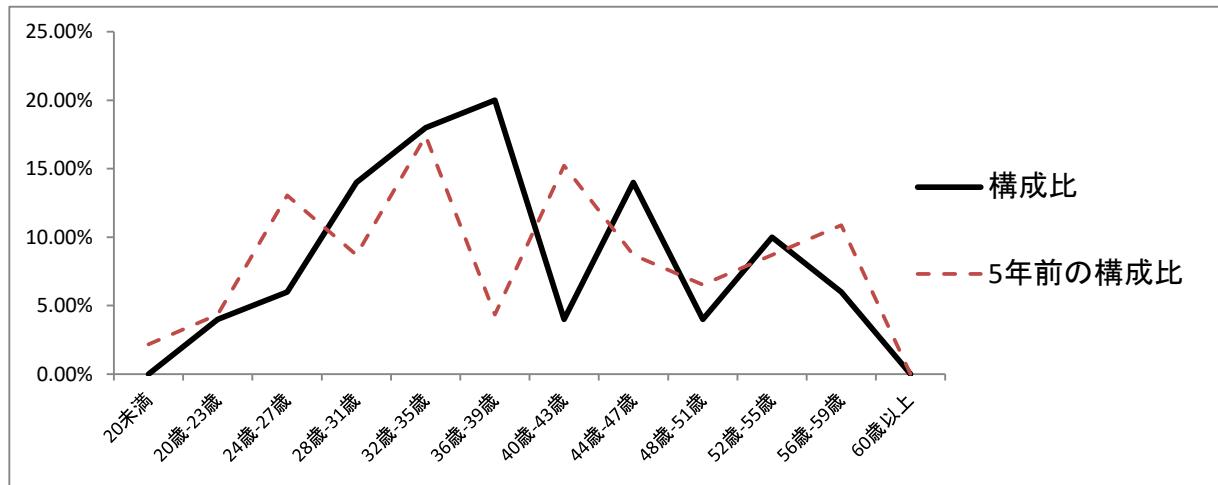
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和2年	令和3年		
普通会計部門	議会	1	1	0	
	総務	11	12	1	企画創生係創設に伴い、職員1名増
	税務	1	1	0	
	民生	6	7	1	人事異動に伴う配置転換
	衛生	3	4	1	人事異動に伴う配置転換
	労働	0	0	0	
	農林水産	6	5	△ 1	総務部門への職員増員のため
	商工	5	5	0	
	土木	2	2	0	
	計	35	37	2	<参考>
会計企業等	特別行政部門 教育	3	3	0	
	小 計	38	40	2	<参考>
	病院	4	4	0	
	水道	1	1	0	
	その他	7	5	△ 2	人事異動に伴う配置転換
合 計		12	10	△ 2	
合 計		50 [61]	50 [61]	0	

(注) 1 職員数は、一般職(嘱託職員及び臨時職員を除く。)に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	2	3	7	9	10	2	7	2	5	3	0	50